

軽自動車税の減免について

障がい者名義の車を障がい者本人、または生計を共にする者（及び常時介護者）が運転し、もっぱら障がい者のために継続的に使用（通院・通学・生業等）する場合に全額減免されます。

【複合の級ではなく、個々の障がいでの級を見てください】

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転	生計同一者（常時介護者）運転
視覚障がい	1級～4級	左に同じ
聴覚障がい	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障がい	3級	左に同じ
音声機能障がい	3級	左に同じ
言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級	左に同じ
上肢不自由	1級及び2級	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障がい	1級及び3級	左に同じ
肝臓機能障がい	1級～3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	左に同じ
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級～6級
知的障がい	—	A
精神障がい	—	1級

【申請に必要なもの】

1. 軽自動車税減免申請書
2. 軽自動車税納税通知書
3. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
4. 印鑑
5. 誓約書
6. 運転計画書及び証明書（証明書は通学先や通院先等にてお取りください）
7. 軽自動車税減免申請書に要する証明願兼証明書（証明書は社会福祉課にてお取ください）

※ただし、本人運転の場合は、5、6、7は不要です

※住民票、保険の扶養等により、運転者が障がい者と生計を共にすることが確認できる場合、7は不要です（ただし、常時介護者の場合は必ず必要です）

【申請期限】

納期限

【備考】

- 18歳未満の障がい者は、生計を一にする者（保護者など）が所有する軽自動車でも減免ができます。
- 精神又は知的障がい者は、生計を一にする者が所有する軽自動車でも減免ができます。
- 減免は障がい者1人につき1台です。軽自動車2台、軽自動車1台＋普通自動車1台などは減免できません。
- 級に関係なく、車いす使用者のために使用している8ナンバーの車いす移動車は減免対象になります。
- 障がい者等が長期間入院している場合は、減免の対象となりません。
- 賦課期日4月1日時点で、①軽自動車を所有している、②手帳の交付を受けている必要があります。

軽自動車税の減免制度（越前市市税賦課徴収条例第89条及び第90条）

根拠条例	第90条第1項第1号			第90条第1項第2号			第89条
減免区分	障がい者減免			構造減免			公益減免
	本人運転	同一生計者運転	常時介護者運転	(構造上専ら障がい者等の利用に供する軽自動車等)			
1 所有者(納税義務者)	障がい者本人	障がい者本人 障がい者が18歳未満または精神障がい者及び知的障害者の場合は同一生計者でも可	障がい者本人	個人(自家用)		法人 個人(事業用)	公益法人等
2 運転者	障がい者本人	同一生計者	障がい者のみの世帯の障がい者のために常時介護する者	車いす使用者本人または同一生計者	左に該当しない場合(ボランティア等)	—	—
3 使用目的と頻度	—	障がい者のために月2回以上かつ6ヶ月以通院等に使用すること	障がい者のために週3回以上かつ1年以上通院等に使用すること	本人・同一生計者が車いす等を必要とすること	車いす使用者のために週3回以上使用すること	車いす移動車等を使用する事業等を行うこと	公益法人等がその目的達成のために直接専用すること
4 軽自動車検査証の記載	「自家用」			特殊用途車(8ナンバー)で車体の形状が「車いす移動車」			
5 備考	手帳等の交付を受け、減免の対象となる障がいの程度に該当する者			構造減免でも車いすを必要とする事由がある場合にのみ対象			公益のために直接専用
6 申請の際に必要なもの	◎…提出書類 / ○…持参するもの						
ア 軽自動車税減免申請書(障がい者減免)	◎	◎	◎				
イ 軽自動車税減免申請書(構造減免)				◎	◎	◎(法人…+定款コピー)	
ウ 軽自動車税減免申請書(公益減免)							◎(法人…+定款コピー)
エ 軽自動車税納税通知書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
オ 身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳等	○	○	○				
カ 印鑑	○	○	○	○	○	○	○
キ 誓約書		◎	◎				
ク 運行計画書		◎	◎			◎	
ケ 通学・通院・通所・通勤等証明書		◎	◎				
軽自動車税減免申請に要する証 明願兼証明書(生計同一証明書・常時介護者証明書)		(◎世帯を別にする場合)	◎				
サ 車いす証明書				◎			
シ 車いす移動車使用証明書					◎		
ス 軽自動車検査証				○	○	○	○

H22年度より、2年以上継続して減免を受けようとする者(障がい者減免に限る)が申請する場合に使用していた簡易申請書(ハガキ)を廃止する。

新規・継続を問わず、減免を受ける場合には、必ず軽自動車税減免申請書を提出しなければならない。